

資料 1-2 武庫川水系河川整備計画（原案）に関する概算事業費について

要 旨

本資料は、河川整備計画（原案）の治水対策について、概算事業費の内訳を整理したものである。事業実施時には、現地状況を踏まえて詳細設計を行い、工法等を決定するため、記載の事業費は変更になることがある。

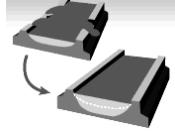
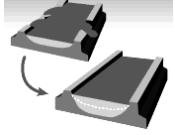
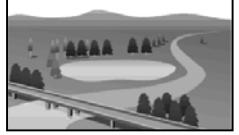
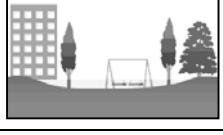
資料構成

武庫川水系河川整備計画（原案）に関する概算事業費について

武庫川水系河川整備計画(原案)等に関する説明用補足資料

武庫川水系河川整備計画(原案)に関する概算事業費について

武庫川水系河川整備計画(原案)に記載している事業の概算事業費は下表のとおり。

| 区分 | | 概算事業費* |
|-----------|----------|--|
| 河道対策 | 下流部築堤区間 | 河道対策  |
| | | 堤防強化  |
| | 下流部掘込区間 | 河道対策  |
| | 中上流・支川部 |  |
| 洪水調節施設の整備 | 新規遊水地の整備 |  |
| | 青野ダムの活用 |  |
| 流域対策 | |  |

*事業規模をわかりやすく示すため、概ねの事業費を参考に記載した。実施時には現地状況を踏まえて詳細に検討し、工法等を決定するため、記載の事業費が変更になることがある。

資料 1-3 平成 12 年の兵庫県表明に関する流域委員会開催までの経緯について

要　旨

平成 12 年に兵庫県は「合意形成の新たな取り組みを行うと共に、総合的な治水対策についてゼロベースから検討する」ことを表明した。本資料は、この表明から流域委員会の設置を経て河川整備基本方針の策定に至るまでの経緯を整理したものである。

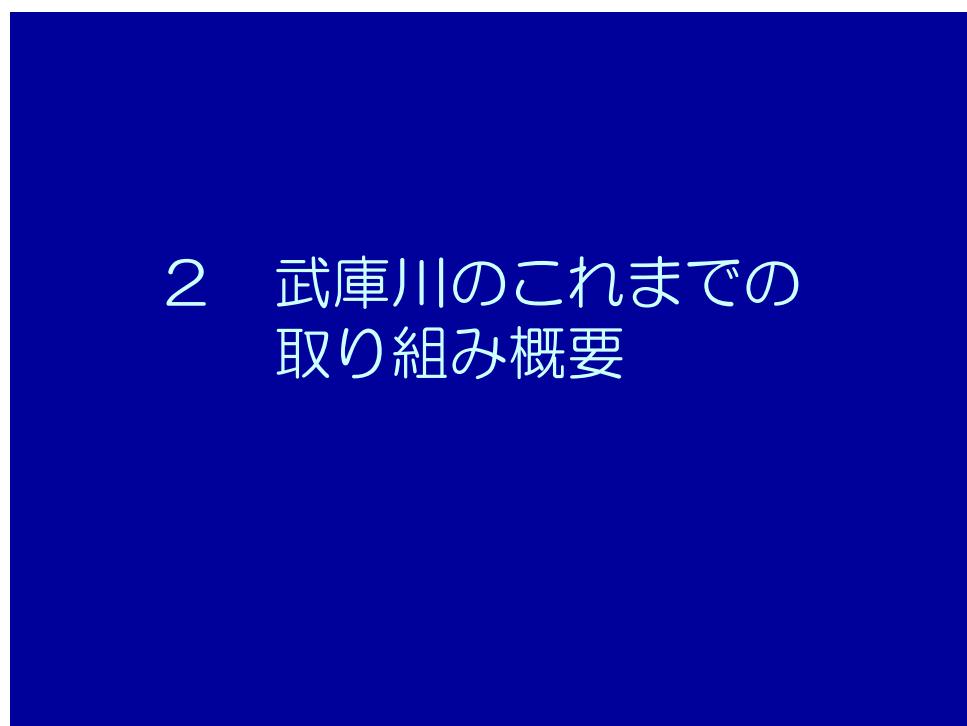
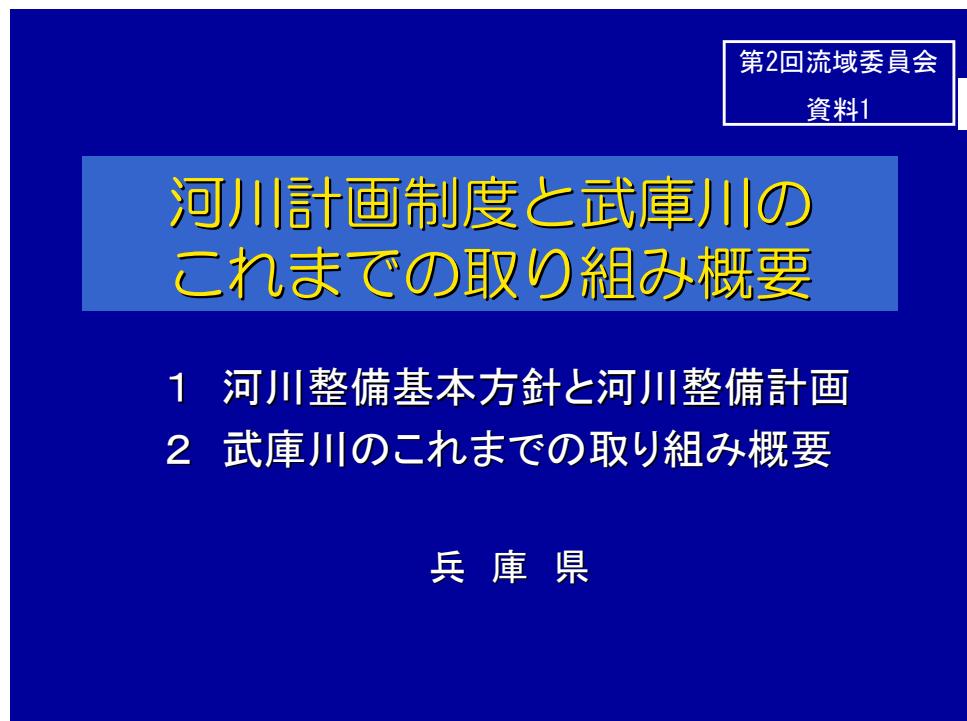
資料構成

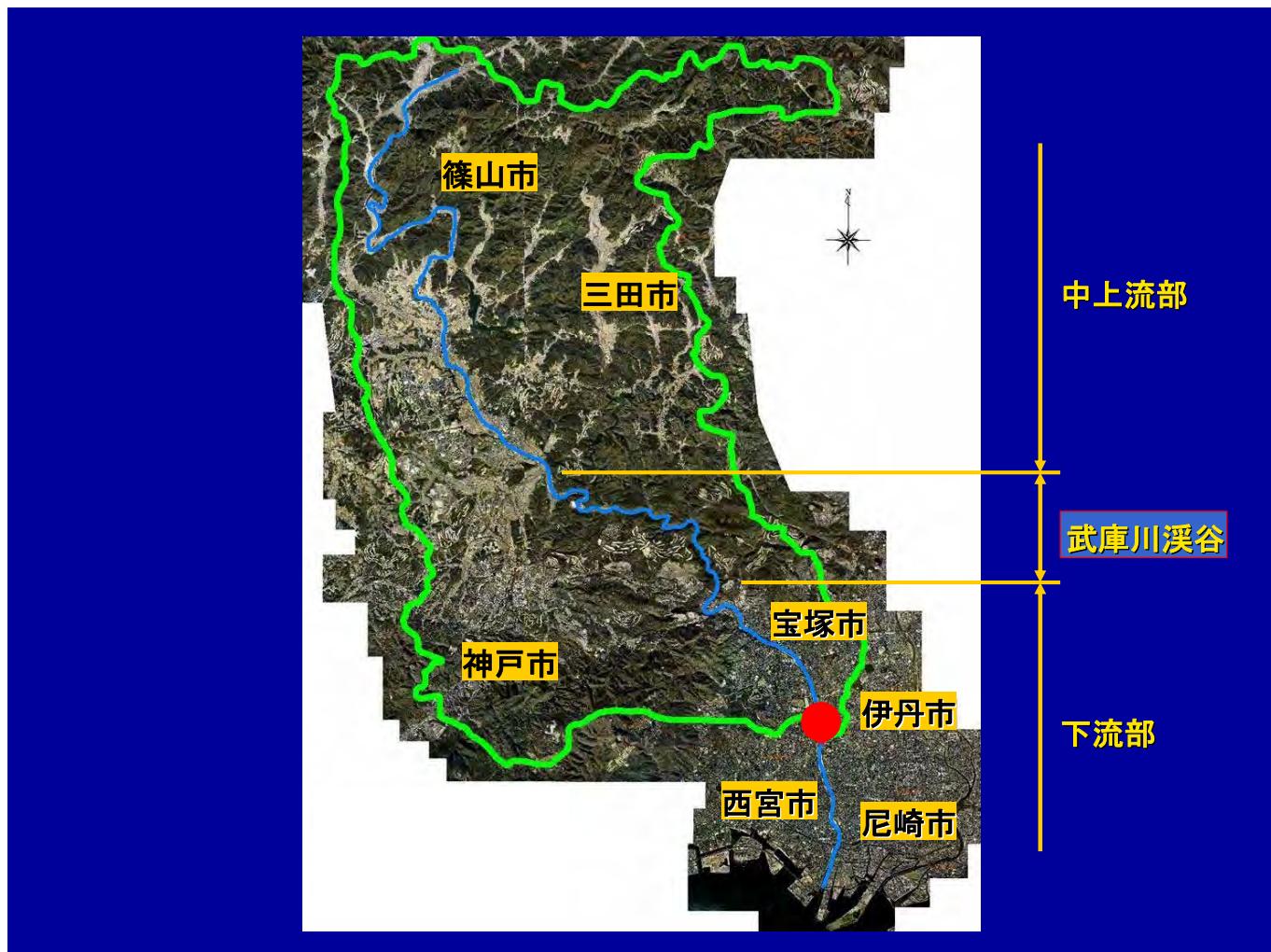
平成 12 年の兵庫県表明に関する流域委員会開催までの経緯について

- 1 河川整備基本方針と河川整備計画
- 2 武庫川のこれまでの取り組み状況

武庫川水系河川整備計画（原案）に関する説明用補足資料

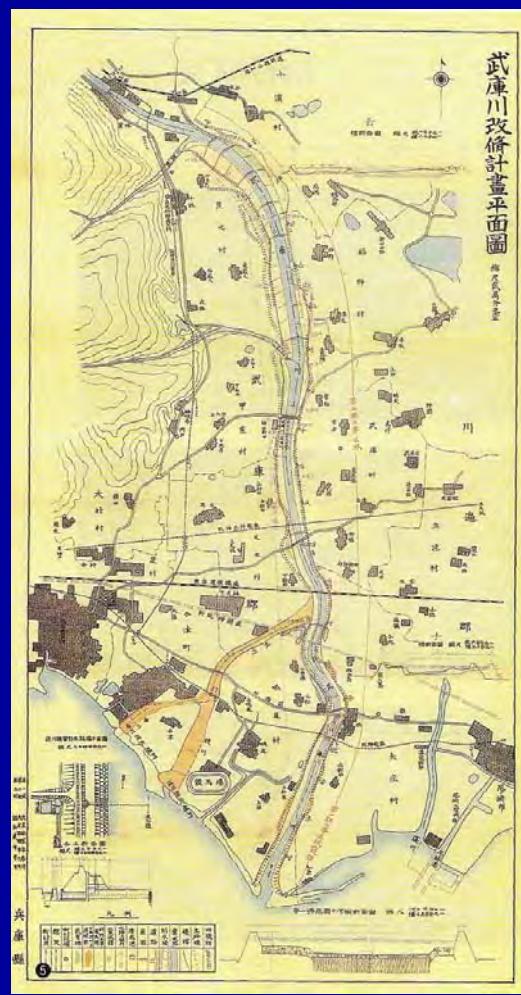
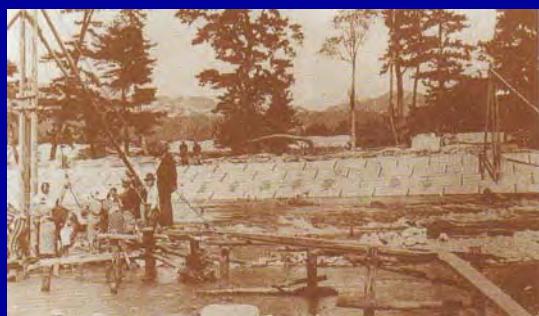
平成12年の兵庫県表明に関連する流域委員会開催までの経緯について





大正～昭和初期 の改修工事

(大正9年～昭和3年)



河川改修と 武庫川ダム

河川改修事業
(S62～)

高潮対策事業
(S37～)

武庫川ダム建設事業
(H5～)

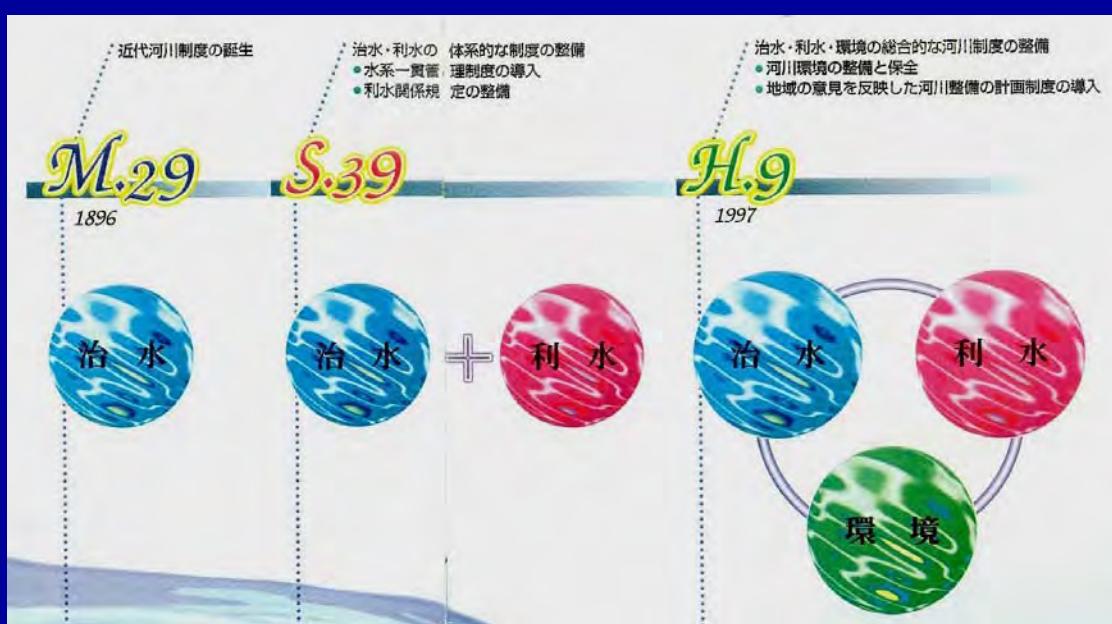


状況の変化

(平成9年)

河川環境の整備と保全を重視した法制面の改正

大正
昭和
平成



状況の変化

(～平成12年)

市民の価値観の多様化や参加意識の高揚の中、事業の進め方や治水計画の内容、さらに環境対策等について、さまざまな意見

沿川4市から、地域住民とのきめ細かな協議、環境対策への配慮など、総合的な幅広い取り組みについて要望



要 望 書

武庫川の治水対策について

平成12年9月

武庫川下流治水事業促進協議会

大正

昭和

平成

状況の変化

(平成9～12年)

高度に市街化した都市部を貫流する河川については、河川改修やダムだけでは十分な対応ができない現象も発生



地下街への浸水状況

大正

昭和

平成

県の取り組み方針

(平成12年9月~)

改正された河川法に基づく「河川整備基本方針」を新たに策定

①ゼロベースからの検討

- ・治水安全度や降雨解析の段階から情報を公開
- ・基本高水の再検討
- ・流域全体で考えられる様々な治水対策案の検討(総合的な治水対策)
- ・ダムのある場合、無い場合の両方について検討

②合意形成の新たな取り組みの実施

- ・地域の方々や河川工学、環境等において学識を有するの方々の意見を聴取
- ・河川整備基本方針検討の枠組みづくりから地域の方々等の意見を聴取

大正

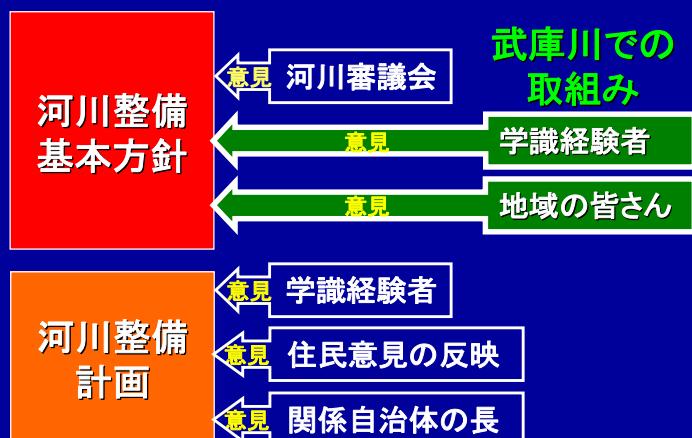
昭和

平成

県の取り組み方針

河川法改正

(H9.12.1施行)



S60. 2制定
H9. 11改定

県の取り組み



出前講座
〈平成13年度～〉



市民団体との協議
〈平成13年9月～〉



シンポジウム
〈平成13年10月〉



ホームページ
〈平成13年10月～〉



出張むこがわ教室
〈平成14年3月～7月〉



むこがわ勉強会
〈平成14年8月～10月〉

大正

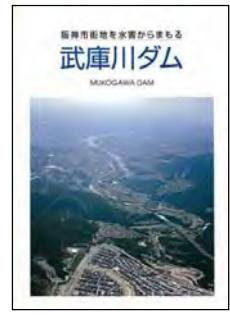
昭和

平成

「(仮称)武庫川委員会」準備会議の開催経過

| 年 月 日 | 事 項 | 議 事 |
|-------------------------|-------------|---|
| 平成 15 年 | | |
| 3 月 28 日 | 第 1 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・準備会議の設立 ・準備会議運営方法（公開方法、スケジュール） ・流域概要説明 |
| 4 月 20 日 | 第 2 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・武庫川委員会の組織構成、選定方法 ・公募委員の公募方法 |
| 5 月 13 日 | 第 3 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営要領の詳細事項 |
| 6 月 7 日 | 第 4 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会と河川審議会との関係 ・公募要領（案） |
| 7 月 15 日 | 第 5 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の公募方法 |
| 8 月 27 日 | 第 6 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の委員構成 ・公募委員の公募方法 ・委員の選考方法 |
| 9 月 17 日 | 第 7 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の審査基準 ・推薦委員の選定 |
| 9 月 25 日 ～10 月 16 日 | 公 募 | |
| 9 月 30 日 | 第 8 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の選定方法 |
| 10 月 7 日 | 第 9 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の選定方法 |
| 10 月 23 日 | 第 1 0 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の選定方法 |
| 10 月 30 日 | 第 1 1 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・推薦委員の選定 |
| 10 月 30 日 ～11 月 10 日 | 公募委員書面審査 | |
| 11 月 18 日 | 第 1 2 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の面接審査の方法 |
| 11 月 21, 22, 24, 27 日 | 公募委員面接審査 | |
| 11 月 30 日 | 第 1 3 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・推薦委員の選定 |
| 12 月 5 日 | 第 1 4 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の選考 |
| 12 月 9 日 | 第 1 5 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の選考 |
| 12 月 19 日 | 第 1 6 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の選定方法（報告） ・公募委員選定結果の公開・開示 ・提言について |
| 平成 16 年 1 月 21 日 | 第 1 7 回準備会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・提言について |

これまでの経緯

| | | |
|--------|--|---|
| 昭和62年度 | 昭和58年洪水を契機に 尼崎・西宮・伊丹・宝塚市域 で河川改修事業に着手 |  |
| 平成5年度 | 武庫川ダム建設事業に着手 |  |
| 平成12年度 | 武庫川峡谷の自然環境に与える影響が 大きいというダム反対の声が大きくなり、 平成9年の河川法改正の流れもあって、 「合意形成の新たな取り組み」を行うとともに、 総合的な治水対策についてゼロベースから検討する」 ことを兵庫県知事が表明(平成12年9月) |  |

1 これまでの経緯

| | | |
|--------|--|---|
| 平成15年度 | 学識経験者や地域住民の幅広い 意見を反映させた計画を作成する ため、「武庫川流域委員会」を設置 (平成16年3月) |  |
| 平成16年度 | 進めてきた河川改修事業の 整備水準を超える規模の洪水が発生 |  |
| 平成18年度 | 武庫川流域委員会が 提言書を知事に提出 (平成18年8月) <small>(説明用補足資料) 資料5-2</small> |  |
| 平成20年度 | 国土交通大臣の同意を得て 「武庫川水系河川整備基本方針」 を策定 (平成21年3月10日) |  |

む　こ　がわ

武庫川水系河川整備計画

(原案)

平成 22 年 1 月

兵　庫　県

一方、工事実施基本計画に位置づけていた武庫川ダムについては、平成5年度に建設事業に着手し、平成12年に環境影響評価概要書の縦覧を行ったところ、ダム建設が武庫川峡谷の環境を破壊するとの意見をはじめ、さまざまな意見書が出された。更には平成9年に河川法が改正されたこと也有って、平成12年に県は、「合意形成の新たな取り組みを行うとともに、総合的な治水対策についてゼロベースから検討する。」こととした。

検討に際しては参画と協働の理念の下、河川整備基本方針策定の段階から学識経験者や地域住民の意見を聴くこととし、平成16年3月に「武庫川流域委員会」を設置した。流域委員会は、およそ2年半にわたり審議を重ね、平成18年8月に提言書がまとめられた。河川管理者は、これを踏まえて河川整備基本方針（原案）を作成、更に河川審議会の答申、国土交通大臣の同意を経て、平成21年3月に河川整備基本方針を策定した。

8 砂防事業の沿革

砂防事業に関しては、^{おなた}太多田川、逆瀬川、仁川、有馬川等、六甲山系の花崗岩地域を流域とする土砂流出の激しかった支川において、明治後期より植林や、砂防えん堤工事が実施され、土砂流出の防止が図られてきた。中でも逆瀬川は明治28年に山腹工、えん堤工が行われたのをはじめとして、昭和3年には全国初の流路工が施工され、兵庫県砂防発祥の地となっている。このような整備により、昭和13年の阪神大水害においても逆瀬川等の武庫川支川では、大きな被害を受けなかった。以後も計画的に砂防えん堤等の整備が進められている。

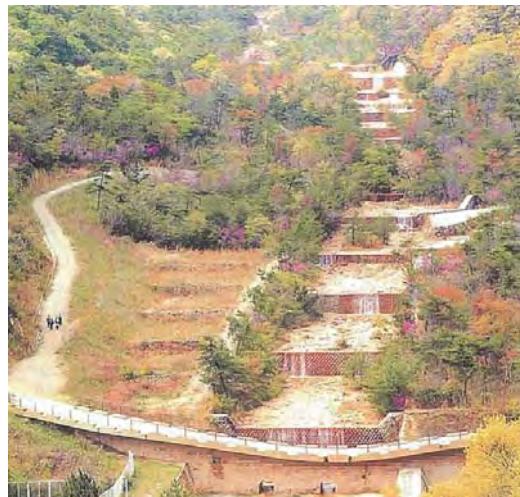


写真 2.1.10 太多田川砂防えん堤群